

東京みやぎ石巻圏人会 会則

(名称)

第1条 本会は、東京みやぎ石巻圏人会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、石巻地方との情報交換や交流を深めることにより石巻地方の振興発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 毎年1回石巻地方の地域発展のため懇談会の開催
- (2) 石巻地方の主な動きや産業動向と中央の先見的信息などとの情報交換
- (3) 石巻地方の観光や物産に関する資料及び情報の提供
- (4) 石巻地方の物産品の紹介
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、首都圏に在住する石巻地方出身者、又は石巻地方にゆかりある者で、本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

2 会員の中で、転勤・転居等により在京地区を離れるとき、本人より会員を休会する旨の申し出があった場合、準会員とする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、宮城県石巻市中央二丁目9番18号石巻商工会議所内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 幹事長 | 1名 |
| (4) 副幹事長 | 若干名 |
| (5) 幹事 | 15名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |

2 役員は、総会において会員の中から選任又は解任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 幹事長、副幹事長及び幹事は、事業の立案並びに執行にあたる。

4 監事は、事業及び会計を監査する。

(特別顧問・顧問及び参与)

第8条 本会に必要な応じて特別顧問・顧問及び参与を置くことができる。

2 特別顧問は本会の会長を歴任した者とする。

3 顧問は本会の副会長・幹事長を歴任した者及び行政関係者等とする。

4 参与は本会の幹事を歴任した者及び本会の事業運営に貢献した者とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会、幹事会及び顧問・参与会とする。

- 2 総会は年1回会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 役員会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。役員のほか特別顧問・顧問及び参与は会議に出席することができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集し、議長となる。
- 5 特別顧問・顧問・参与会は、必要に応じて会長が招集し、本会の事業運営について助言を求める。
(専門委員会)

第10条 本会が必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の構成は次の通りとする。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名
 - (3) 委員 若干名

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第13条 本会の会費は、年額1人1万円とする。ただし、事業によっては、実費負担金を別に徴収することがある。

- 2 新入会員の初年度の会費は以下の通りとする。
 - (1) 上半期入会(1月～6月 1万円)
 - (2) 下半期入会(7月～12月 5千円)
- 3 準会員の会費は免除する。
- 4 原則として、特別の理由なく会費を2年間未納した場合、退会扱いとする。

附 則

本会則は、昭和63年1月28日から施行する。

附 則

第12条(会費)の本改正会則は、平成2年2月23日から施行する。

附 則

本改正会則は、平成4年2月28日から施行する。

附 則

第10条(専門委員会)の新設に伴い、以下順次条文を繰り下げることとし、本改正会則は平成6年2月18日から施行する。

附 則

本改正会則は、平成12年2月7日から施行する。

附 則

第6条の改正に伴い、本改正会則は、平成18年1月31日から施行する。

附 則

第6条、第13条の改正に伴い、本改正会則は、平成20年1月31日から施行する。

附 則

第1条の改正に伴い、本改正会則は、平成21年2月6日から施行する。

附 則

第5条（事務局）の本改正会則は、平成30年2月9日から施行する。

附 則

第8条（特別顧問・顧問及び参与）、第9条（会議）の改正に伴い、本改正会則は、令和5年2月3日から施行する。